

Q50 ある社会福祉法人が経営する知的障害者入所更生施設に入所する障害者の保護者に施設管理者から、「障害者基礎年金から寄付をして欲しい」と要請されましたが、このような要請に応じなければならないのでしょうか。

まず、用途は別にして、親や兄弟と言えども、障害者基礎年金を勝手に使うことに問題があり、他方、社会福祉法人が寄付を求めることについても問題となる場合があります。

障害者基礎年金を父兄が使うことについてですが、未成年者の親権者または成年後見人がその権限を適正に行使する場合を除き、父兄と言えども本人の意思に背いて勝手に使うことは出来ません。

次に、寄付問題ですが、社会福祉法人が寄付を求めることについては、社会福祉法に厳格な規制があります。

即ち、社会福祉法人が、寄付金を募集する場合は、募集着手1か月前に、厚生労働省令の定める手続きに従い、知事に募集の期間、地域、方法、用途などを明らかにした書面を提出して許可を得ること（法第73条1項）、知事は、許可に際して条件を付することができる（法第73条2項）、募集結果の報告義務を負う（法第73条3項）という規制があります。

この規制を回避するために、法人が、名目的に保護者会を寄付の主体として寄付を求めるような場合には、脱法行為となると考えられますので、注意が必要です。

障害者基礎年金は、「障害者の生活の安定に資する」ために支給されているものですから、この目的に該当しない経費を障害者基礎年金から寄付するよう要請された場合には、要請自体が年金支給の目的に反するものです。さらに、寄付である以上、完全な任意であるべきです。